

# 外国証券取引口座約款

## 第1章 総則

### 約款の趣旨

第1条 この約款は、お客様（以下「申込者」という。）と当行との間で行う外国証券（日本証券業協会又は証券取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決です。

2 申込者は、この約款の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。

### 外国証券取引口座による処理

第2条 申込者が当行との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」(以下「本口座」という。)により処理します。

### 遵守すべき事項

第3条 申込者は、当行との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の証券取引所（以下「当該取引所」という。）、日本証券業協会及び決済会社（日本証券決済株式会社その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する事項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいう。以下同じ。）が所在する国等の諸法令及び慣行等に関し、当行から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

### 購入制限

第4条 申込者の取引によりファンドの投資方針に従った効果的な投資が行えない場合、当該申込者からの受益証券の購入の申込みをお断りする事ができるものとします。

### 第2条 反社会的勢力との取引拒絶

この外国証券取引口座は、第22条第2項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができるが、第22条第2項第1号、第2号および第3号の一にでも該当する場合には、当行はこの外国証券取引口座の開設をお断りするとともに、当該お客様との外国証券取引口座取引を制限もしくは停止できるものとします。

## 第2章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引

### 売買注文の執行地及び執行方法の指示

第5条 申込者の当行に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当行の売買取引を一括して申込者があらかじめ指示するところにより行います。

### 注文の執行及び処理

第6条 申込者の当行に対する売買注文並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- 1 外国取引並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、当行において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- 2 当行への注文は、当行が定めた時間内に行うものとします。
- 3 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当行がこれに応じ得る場合に行います。
- 4 外国証券の最低購入単位は、当行の定めるところとします。
- 5 当行において売買条件が同一である売買注文を一括して発注する（以下「一括発注」という。）場合があります。一括発注における配分については、当行所定の方法でシステムによりランダムに配分します。
- 6 当行は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者の届け出た住所等にて取引報告書を送付します。

### 受渡日等

第7条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- 1 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当行が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- 2 外国証券の売買に関する受渡期日は、当行が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。

### 外国証券の保管及び名義

第8条 申込者が当行に外国証券の保管の委託をする場合、当該外国証券の保管及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- 1 申込者が取得した外国証券は、混雑寄託契約により当行に寄託するものとします。
- 2 前号により寄託された外国証券は、当行の名義で当行又は当行の指定する保管機関（以下「当行の保管機関」という。）に寄託し、売買等の行われた国等の保管機関において当該国等の諸法令及び慣行に従って保管します。
- 3 外国証券につき名義人を登録する必要のある場合は、その名義人は当行の保管機関又は当該保管機関の指定する者となります。
- 4 申込者が第1号の規定により寄託した外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続きを経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- 5 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当行の要した実費がある場合にはその都度当行に支払うものとします。
- 6 第2号により保管される外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当行の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る寄託残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

### 選別基準に適合しなくなった場合の処理

第9条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当行は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当行は申込者が購入した当該外国投資信託証券の換金の取次ぎに応じます。

### 外国証券に関する権利の処理

第10条 当行の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- 1 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当行が代わって受領し、申込者があてに支払います。この場合、支払手続きにおいて、当行が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- 2 外国証券に關し、新株引受権又は新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分をうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
- 3 株式配当、株式分割、無償交付、減資又は併合による株式交換等により割り当てられる株式は、当行を通じ本口座によ

り処理します。ただし、本邦以外の国等の有価証券市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分をうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。

- 4 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合はを除きすべて売却処分をうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- 5 外国証券に關し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合はを除きすべて売却処分をうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- 6 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立については、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当行は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。
- 7 第1号に定める果実に対し本邦以外の国等において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当行が代わってこれを行うことがあります。

### 諸通知

第11条 当行は、寄託に係る外国証券につき、申込者の届け出た住所あてに次の通知を行います。

- 1 増資、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
- 2 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
- 3 合併その他の重要な株主総会議案に関する通知

2 前項の通知のほか、当行又は外国投資信託証券の発行者は、寄託に係る外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合はを除き当行は送付しません。

### 発行者からの諸通知等

第12条 発行者から交付される通知書及び資料等は、当行においてその到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が交付を希望した場合は、申込者の届け出た住所あてに送付します。

2 前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当行に支払うものとします。

### 諸料金等

第13条 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。

第14条 外国証券の外国取引については、本邦以外の国等の有価証券市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第7条第2号に定める受渡期日まで申込者が当行に支払うものとします。

- 1 外国投資信託証券の募集及び売出しに係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目録書等に記載された支払期日まで申込者が当行に支払うものとします。
- 2 申込者の指示による特別の扱いについては、当行の要した実費をその都度申込者が当行に支払うものとします。

### 外貨の受払い等

第14条 外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当行が指定する当行名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

### 金銭の授受

第15条 本章に規定する外国証券の取引等に関する当行と申込者との間における金銭の授受は、原則として、外国証券の表示通貨によりります。ただし当行が応じ得る範囲内で申込者が指定する通貨によることあります。この場合において、外貨と円貨、又は外貨間の換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当行が定めるレートによります。

2 前項の規定は、売買代金、及び、第10条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当行がその金銭の受領を確認した日以降、申込者が指定する日とします。

## 第3章 雑則

### 取引残高報告書の交付

第16条 申込者は、当行に寄託した外国証券について、当行が発行者の取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、取引残高報告書については、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

- 1 前項の規定にかかわらず、申込者は、当行が申込者に対して取引報告書を送付することを法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
- 2 当行は、当行が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を送付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を送付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を送付することがあります。

### 届出事項

第17条 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）及び印鑑等を当行所定の書類により当行に届け出るとともにします。

### 届出事項の変更届出

第18条 申込者は、当行に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当行所定の手続きにより当行に届出るとともにします。この場合、「運転免許証」、「印鑑証明書」、「住民票の写し」または「個人番号カード」等と、ご提示またはご提供願うこと等があります。

### 届出がない場合等の免責

第19条 前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当行に過失がある場合を除き、当行は免責されるものとします。

### 通知の効力

第20条 申込者の届出住所あて、当行によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、遅延し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

### 口座管理料

第21条 申込者は、この約款に定める諸手続の費用として、当行の定めるところにより、口座管理料を当行に支払うものとします。

### 契約の解除

第22条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- 1 申込者が当行に対し解約の申出をしたとき
- 2 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当行がこの契約の解除を通告したとき
- 3 第25条に定めるこの約款の変更も申込者が同意しないとき
- 4 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当行が定める事由に該当したとき、又は、やむを得

ない事由により当行が申込者に対し解約の申出をしたとき

- 5 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本外国証券取引口座を解約すべきと合理的に判断した場合

2 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行は外国証券に関する取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの外国証券に関する取引を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取引を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所等に対して発行した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものとして、解約されたものとします。

- 1 お客様が預金口座開設申込時に表明・確認に際して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- 2 お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配しているとして認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってすると、不当に暴力団員等を利用してはと認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 3 お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他AからDに準ずる行為

3 前2項の場合において、本口座に外国証券の寄託残高があるときの処理については、当行は、申込者の指示に従います。

4 第1項第1号及び第2号の場合において、前項の指示をした場合は、申込者は、当行の要した実費をその都度当行に支払うものとします。

### 免責事項

第23条 次の掲げる損害については、当行は免責されるものとします。

- 1 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- 2 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すべきでない事由により生じた損害
- 3 当行所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とを当行が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害
- 4 当行が第22条第2項により本取引を解約し、それにより損失、損害または賠償費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によってもお客様にいかなる損失、損害または賠償費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

### 準拠法及び合意管轄

第24条 本外国証券の取引に関する申込者と当行との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当行がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

2 申込者と当行との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定することができるものとします。

### 約款の変更

第25条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。

### 個人データの第三者提供に関する同意

第26条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。

- 1 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し本邦以外の国等において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合
- 2 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- 3 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は本邦以外の国等の法令又は証券取引所等定める規則（以下「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合
- 4 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関
- 5 外国証券の売買を執行する本邦以外の国等の有価証券市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に関する犯罪事件又は当該有価証券市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合

2 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

## 附則

第1条 この約款は、2019年10月1日から施行する。